

○山口県警察災害派遣隊設置要綱

令和5年9月15日
山口備備第75号

(設置)

第1条 他の都道府県において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動を行う部隊として、山口県警察に災害派遣隊を置く。

(任務)

第2条 災害派遣隊は、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両（災害対策基本法（昭和36年法律

第22

3号）第76条第1項に規定する緊急通行車両をいう。）の先導

- (6) 行方不明者の搜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) その他派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

(構成)

第3条 災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自活して活動を行う即応部隊及び大規模災害発生時から一定期間が経過した後に被災地等に派遣され、長期間にわたり活動を行う一般部隊により構成する。

(即応部隊)

第4条 即応部隊を編成する部隊は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 広域緊急援助隊警備部隊
- (2) 広域緊急援助隊交通部隊
- (3) 広域緊急援助隊刑事部隊
- (4) 広域警察航空隊
- (5) 緊急災害警備隊

2 警察本部長（以下「本部長」という。）は、別に定めるところにより、前項各号に掲げる隊員を指定するものとする。

3 本部長は、人事異動その他の理由により、必要があると認めるときは、前

項の規定による指定を解除するものとする。

(一般部隊)

第5条 一般部隊を編成する部隊は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特別警備部隊
- (2) 特別生活安全部隊
- (3) 特別自動車警ら部隊
- (4) 特別機動捜査部隊
- (5) 身元確認支援部隊
- (6) 特別交通部隊

2 本部長は、大規模災害発生時の状況に応じ、別に定めるところにより、前項各号に掲げる隊員を指定するものとする。

3 前項の規定により指定された隊員は、被災地等への派遣が終了したときは、その指定が解除されたものとする。

(指揮)

第6条 被災地等に派遣された隊員は、派遣先の都道府県警察の長の指揮の下に、第2条各号に掲げる活動を行うものとする。

(庶務)

第7条 災害派遣隊の庶務は、警備部警備課において総括し、及び処理する。

2 第4条第1項各号に掲げる部隊の庶務は、次の表の左欄に掲げる部隊の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所属において処理する。

部 隊	庶 務
広域緊急援助隊警備部隊	警備部警備課
広域緊急援助隊交通部隊	交通部交通指導課
広域緊急援助隊刑事部隊	刑事部捜査第一課
広域警察航空隊	警備部警備課
緊急災害警備隊	警備部警備課

3 第5条第1項各号に掲げる部隊の庶務は、次の表の左欄に掲げる部隊の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる所属において処理する。

部 隊	庶 務
特別警備部隊	警備部警備課
特別生活安全部隊	生活安全部生活安全企画課
特別自動車警ら部隊	地域部自動車警ら隊
特別機動捜査部隊	刑事部機動捜査隊

身元確認支援部隊	刑事部鑑識課
特別交通部隊	交通部交通指導課

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、災害派遣隊の編成、運用等について必要な事項は、別に定める。